
令和 6 年 第135回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

令和 6 年12月24日（火曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 6 年12月24日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第83号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第84号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第85号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第86号 令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 6 議案第87号 令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第88号 令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第89号 令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第90号 令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 議案第91号 令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第11 議案第92号 令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第93号 令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第83号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第84号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第85号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第86号 令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について

- 日程第 6 議案第87号 令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第88号 令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第89号 令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第90号 令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 議案第91号 令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第11 議案第92号 令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第93号 令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1 番	中 村 茂君	2 番	西 村 龍 平君
3 番	澤 田 俊 之君	4 番	米 田 雅 代君
5 番	岡 坂 遼 太君	6 番	森 田 善 幸君
7 番	浜 田 直 子君	8 番	河 越 忠 志君
9 番	竹 内 敬一郎君	10 番	重 本 静 男君
11 番	岩 本 修 作君	12 番	宮 本 泰 男君
13 番	中 井 勝君	14 番	中 井 次 郎君
15 番	小 林 俊 之君	16 番	池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
 教育長 山 本 真君 温泉総合支所長 小 谷 豊君
 牧場公園園長 嶋 津 悟君 総務課長 中 井 勇 人君

企画課長	水田賢治君	税務課長	石原通孝君
町民安全課長	村尾国治君	健康課長	朝野繁君
福祉課長	松本晃君	商工観光課長	福井崇弘君
農林水産課長	原憲一君	建設課長	森田忠浩君
上下水道課長	谷岡文彦君	浜坂病院事務長	宇野喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松岡宏典君	会計管理者	山本幸治君
こども教育課参事	樹岡正宏君	生涯教育課長	西脇一行君
調整担当	谷口修一君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 5 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日は、その結果の報告、提出議案であります条例案、令和 6 年度一般会計及び特別会計・公営企業会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 5 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る 1 2 月 1 7 日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙、議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が 1 2 月 2 3 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

1 2 月 2 3 日開催、農林水産課、建設課、総務課の所管事務調査を行いました。

農林水産課は、協議事項 1 件です。令和 6 年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）

についての主なものは、令和6年11月豪雨災害により被災した農業施設と農地の復旧事業に伴う増額です。委員会として了承しました。

建設課は、協議事項1件です。令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）については、給与改定による人件費の増額です。委員会として了承しました。

総務課は、協議事項4件です。1、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、2、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、3、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正については、いずれも人事院勧告に基づいて人件費関連予算の改正を行うものです。委員会として了承しました。4、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、委員会として了承しました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月23日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） 民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は12月23日であります。

所管の公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、健康課、福祉課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

まず初めに、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、協議事項1件、1、令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、こちらは委員会として了承いたしました。

健康課、協議事項1件。1、令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。

福祉課、協議事項2件。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業については、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、児童1人当たり2万円を支給するものであります。詳細は委員会資料で御清覧ください。こちら委員会として了承いたしました。2、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、こちら委員会として了承いたしました。

上下水道課、協議事項 3 件。1、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、2、令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、3、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、3 件とも委員会として了承いたしました。

以上で、民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑がございましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これをもって質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第 2 議案第 8 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 2、議案第 8 3 号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第 8 3 号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料追加ナンバー 2、12 ページ、タブレットでは 3 ページを御覧ください。人事院による給与勧告の概要について御説明いたします。この概要につきましては、本議案第 8 3 号、次の第 8 4 号と第 8 5 号に関係する内容になりますので、併せて説明いたします。

勧告の内容としましては、官民給与の状況を反映して、約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップとなりました。月例給では、官民格差 1 万 1,183 円、2.76%をベースに引上げ改定となり、ボーナスは 0.10 月分の引上げで、年間 4.60 月となります。

次に、給与勧告制度の基本的考え方ですが、1 つ目の労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告に基づき給与を決定するということ。それと、3 つ目の情勢適応の原則として、経済、雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させることを基本に、いわゆる民間準拠を基本とするということです。

次のページ、給与勧告のポイント②を御覧ください。月例給では、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げということで、一般職の大卒で2万3,800円、12.1%増、高卒で2万1,400円、12.8%の増となっており、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定するという内容です。

次に、ボーナスでは、現行年間4.50月分を4.60月分とし、0.10月分の引上げを行います。期末手当と勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分するもので、表の部分、令和6年度につきましては、12月期で期末手当、現行1.225月を1.275月に、勤勉手当1.025月を1.075月とするものです。令和7年度以降につきましては、6月期、12月期が均等になるよう、期末手当は1.25月、勤勉手当は1.05月となります。

寒冷地手当につきましては、本町は対象外となります。

次のページを御覧いただき、給与制度のアップデートとして、基本的な考え方を示しており、対応すべき3つの課題に対し、6つの観点で給与制度を整備するという内容となっております。

次のページ、①俸給につきましては省略いたします。

次のページ、②の地域手当では、現行の支給地域の区分を見直し、見直し後では都道府県を基本とするもので、本町はこれまで支給対象外でしたが、兵庫県が5級地となり、支給割合は4%となります。資料にはありませんが、段階的に支給されますので、令和7年度は2%になります。

次のページには、見直し後の支給地域と支給割合が記載されています。

次のページ、③その他諸手当では、まず、左側、扶養手当の見直しとして、2年間で段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を現行1万円から1万3,000円に引上げをします。その下の管理職員特別勤務手当の支給対象拡大では、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現行午前零時からを午後10時からに見直しております。右上では、通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げ、また、支給要件の拡大等を行う内容となっております。

次のページ、④ボーナスについては省略いたします。

次のページは措置内容の一覧となっております。実施時期につきましては、月例給とボーナスは令和6年4月1日に遡及適用し、それ以外の諸手当等は令和7年4月1日からの施行となります。

それでは、11ページ、タブレット2ページに戻っていただきまして、条例の新旧対照を御覧いただきたいと思います。左側が現行、右側が改正案です。実施時期が異なるため、2条立てでの改正をいたします。

まず、第1条関係として、条例第5条第2項に期末手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正箇所になります。第2項第1号から第4号まで、期末手当支給基準日以

前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号が全期間在職した場合の支給割合で、100分の220を0.10月分引き上げて100分の230に改め、以下、第2号から第4号までは各号に記載の在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係として、令和7年度以降について、6月と12月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行うものです。第1号では、100分の230を100分の225に、以下、第2号から第4号までは、第1条関係と同様に、在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を第1号の支給割合に乗じたものになります。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきたいと思います。タブレット2ページ、右側でございます。附則を御覧いただきたいと思います。附則第1条第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正後の期末手当の規定は、令和6年12月1日から適用する。第2条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第3 議案第84号

○議長（池田 宜広君） 日程第3、議案第84号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第84号、新温泉町特別職の職員で常勤の

ものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

先ほどの議会議員と同様になります。説明の都合上、審議資料追加ナンバー 2、21 ページ、タブレット 12 ページを御覧ください。条例の新旧対照表になります。先ほどと同様に、2 条立ての改正となっており、まず、第 1 条関係として、条例第 4 条第 3 項に期末手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正箇所になります。同項第 1 号から第 4 号まで、期末手当支給基準日以前 6 か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しており、第 1 号が全期間在職した場合の支給割合で、100 分の 220 を 0.10 月分引き上げて 100 分の 230 に改め、以下、第 2 号から第 4 号までは各号に記載の在職期間に応じて、順に 0.8、0.6、0.3 を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第 2 条関係として、令和 7 年度以降について、6 月と 12 月が均等になるよう、在職期間に応じて改正を行うものです。第 1 号では、100 分の 230 を 100 分の 225 に、以下、第 2 号から第 4 号までは第 1 条関係と同様に、在職期間に応じて、順に 0.8、0.6、0.3 を第 1 号の支給割合に乗じたものになります。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。タブレットの 4 ページ右側になります。附則第 1 条第 1 項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項で、第 1 条の規定による改正後の期末手当の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。第 2 条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 4 議案第 85 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 4、議案第 85 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第85号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料追加ナンバー2、22ページ、タブレット13ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。まず、第1条関係としまして、条例第27条第2項、期末手当の額について、下線部分が改正箇所になります。現行100分の122.5を12月支給分0.05月分引き上げて100分の127.5に改め、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の68.75を0.025月分引き上げて100分の71.25に改めます。勤勉手当につきましても、第28条第2項第1号で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、12月支給分100分の102.5を0.05月分引き上げて100分の107.5に、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の48.75を0.025月分引き上げて100分の51.25に改めます。

次のページ、現行附則の地域手当を規定している項を削り、その後ろの項を繰り上げます。これは、令和6年4月から、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ職員派遣するために本則の条例改正を行いました、その際の改正漏れを整理するものです。

2ページ先の25ページ、タブレットでは16ページ、別表第1、行政職給料表、その先、29ページ、別表第2、医療職（Ⅰ）給料表、33ページの別表第3、医療職（Ⅱ）給料表、37ページ、別表第4、医療職（Ⅲ）給料表について、給与改定の内容に基づき改正をいたします。

次に、44ページ、タブレットの35ページです。第2条関係としまして、令和7年度以降の内容となります。条例第14条、第15条は、扶養手当の見直しに係るもので、次の、もう一つ進んで46ページ、第16条は、第14条の配偶者の規定を削ったため加えるものです。

47ページ、第17条は、通勤手当の引上げ、支給要件の拡大に伴い、国に準じて改正をしております。

49ページ、第25条の2は、管理職員特別手当の支給対象拡大に伴うものです。

第27条、期末手当、次のページ、第28条、勤勉手当は、6月期と12月期が均等になるよう、それぞれ下線の部分のとおり改めております。

また、令和7年4月からの給料表の号給を切り替えることから、別表第1、行政職給料表、55ページの別表第2、医療職（Ⅰ）給料表、59ページ、別表第3、医療職（Ⅱ）給料表、63ページ、別表第4、医療職（Ⅲ）給料表を改正案のとおりそれぞれ改正いたします。

次に、70ページの新旧対照表につきましては、地域手当の改正漏れによるもので、地域手当の特例規定と条項ずれをそれぞれ改正を行うものです。

次に、条例改正に伴い関連する規則としまして、71ページから、新温泉町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、77ページから、その新旧対照表を記載しております。また、86ページからは、新温泉町技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について、その新旧対照表を91ページから最終97ページまで記載のとおりとなっております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。タブレット28ページの右側でございます。附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3条から第5条までは、令和7年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正は、令和6年4月1日から適用する。第2条では、支給済みの給与は改正後の給与の内払いとみなす。第3条では、令和7年4月1日から給料表が変わることから、号給の切替えの規定と関係する切替え表を附則別表として規定し、第4条では、切替日前の異動者の号給の調整を規定しております。第5条では、扶養手当に関する経過措置を、第6条は規則への委任、第7条、第8条は、地域手当の改正により影響がある条例を附則で改正しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第86号

○議長（池田 宜広君） 日程第5、議案第86号、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明申し上げたとおりであります。よろしく

お願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。ございませんね。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 確認ですが、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の中で、今回、住民税非課税世帯の給付金が出てきたわけでありましたが、これについては、実施段階で交付要綱なりがついてくるものと思うんですが、これまで委員会ではどうも示されていないようですし、その辺りの要綱の設置なりはどういうふうに考えているかということを知りたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 昨日の常任委員会でも、その旨も本来であればということをお願いさせていただきました。この給付金につきましては、これまでの電力、ガスの事業でもそうなんですけれども、国のほうから直接要綱が示されるということはございません。今年度実施しました電力、ガス等の給付金事業等の要綱等を参考にしながら、順次、今、作業を進めております。できれば直近の委員会のほうで法制審査会等にかけてながら要綱案等示していきたいというふうには考えております。

○議長（池田 宜広君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） おおむねの時期はどういう考えでしょうか。予算が通った中で、要は予算を消化するというわけでもない、予算を使っていくことはできますので、そういう分ではなるべく早いほうがいいと思うんですが、おおむねの予定はどうでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） おおむねの予定としましては、1 月中には整備、1 月中の中で作業をし、1 月の委員会にはお示しをし、そのときには法制審査会の審議、資料提出等も中旬にはありますので、それまでに間に合わせて委員会に提案ができればというふう考えております。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前 9 時 3 3 分休憩

午前 9 時 3 3 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第 8 7 号から議案第 9 3 号までの令和 6 年度特別会計及び公営企業会計 7 会計の補正予算につきましては、一括上程をし、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 6 議案第 8 7 号 から 日程第 1 2 議案第 9 3 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 6、議案第 8 7 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 7、議案第 8 8 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 8、議案第 8 9 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 9、議案第 9 0 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 0、議案第 9 1 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 1、議案第 9 2 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 2、議案第 9 3 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 8 7 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから議案第 9 3 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 8 7 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 88 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 89 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 90 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑を行います。質疑をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 91 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 9 2 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第 9 3 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 1 3 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました 2 件に派遣することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第 1 4 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 4、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出が出されております。これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第 1 3 5 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 1 2 月 4 日の開会以来から、会期末となる本日まで、契約、人事、条例の改正、令和 6 年度一般会計補正予算など重要な案件について審議をまいりました。

審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得られたものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。

また、町長はじめ執行部の皆様におかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 1 2 月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきまして、私どもの提案させていただきました議案について、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

歳末御多忙の折、寒さも一層加わってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御家族とよいお年を迎えられますことを心より念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第135回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時44分閉会
